

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

④ 変更手続編

「保護者等情報変更届出」「支給再開申出」を行うための専用マニュアルです。

2022年6月
文部科学省

目次

➤ このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。

➤ マニュアルは次の4つに分かれており、本書は「④変更手続編」です。

① 共通編

…e-Shienの概要や操作方法を説明します。

② 新規申請編

…「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。

入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。

③ 継続届出編

…「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。

毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。

④ 変更手続編

…「保護者等情報変更届出」「支給再開申出」について説明します。

保護者に変更があった際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。

➤ 本書（④変更手続編）の内容は、以下のとおりです。

1. 保護者変更・支給再開の流れ P.3
2. 操作説明
- 2-1. e-Shienにログインする P.4
- 2-2. 保護者等情報の変更の届出をする P.5
- 2-3. 支給再開の申出をする P.22

※本文中の画面表示は、令和4年6月現在のものです。

■ e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



■ 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

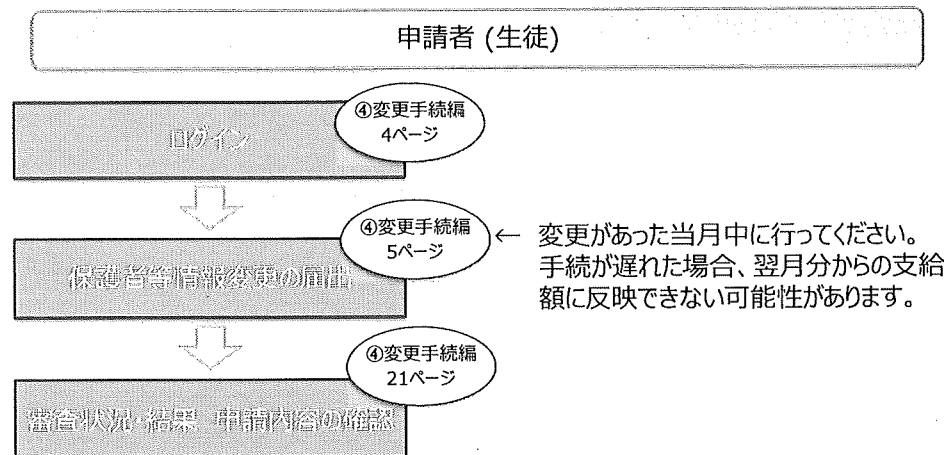
■ 就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

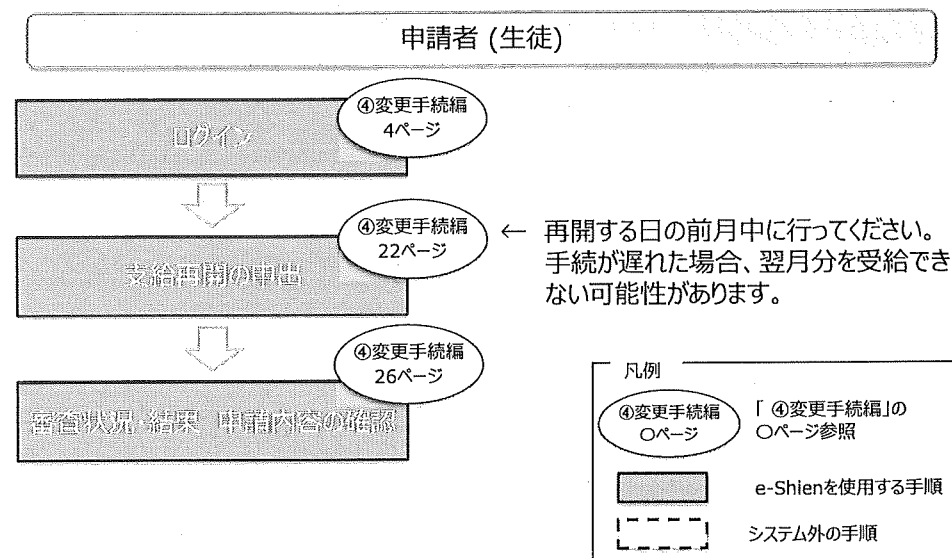
1. 保護者変更・支給再開の流れ

e-Shienを利用した保護者変更・支給再開の主な流れは以下となります。
(①共通編マニュアルの5ページと同じ記載です。)

保護者等情報変更の届出 (保護者等が増える場合 等)



支給再開の申出 (復学時)



2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。
ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

ログインID通知書のサンプル

手順

- ① ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- ② 「ログイン」ボタンをクリックします。

5ページへ

補足

- ① 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- ② 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- ③ e-Shienの「利用規約」を確認できます。

・ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等情報の変更の届出を行います。

保護者等に変更があり追加・削除を行う場合や保護者等の連絡先等の情報を変更する場合、税の更正があった場合等に保護者等情報変更の届出が必要となります。

1. ポータル画面

変更手続

高等学校の申請内容を変更するための手続はこちらです。

申請名	申請説明
1 保護者等情報変更届出	高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。
支給変更届出	高等学校等就学支援金の支給を変更することを申し出ます。

手順

- 1 ポータル画面の「変更手続」タブ内にある「保護者等情報変更届出」ボタンをクリックします。

補足

- ・「継続意向確認」から続けて行う場合は、次の「2. 保護者等情報変更届出(生徒情報)画面」から始まります。

2. 保護者等情報変更届出(生徒情報)画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

保護者等情報変更届出(生徒情報)

1 2 3 4 5

生徒情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報入力 入力内容確認 申請完了

1 生徒情報

氏名	荒橋 大助
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	1000959
住所(郵便番号)	東京都
(市町村)	千代田区
(町名・丁目)	錦町1-1-1
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	msn@mail.snext.go.jp

2 保護者等情報入力

手順

- 1 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

6ページへ

補足

- 1 メールアドレスに変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、学校に連絡してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

3. 保護者等情報変更届出登録画面(1/8)

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

保護者等情報変更届出登録

1 2 3 4 5

生徒情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報入力 入力内容確認 申請完了

1 保護者等情報の変更について

保護者等情報の変更についてお答えください。

Q 保護者等の変動(追加・削除)はありますか?

1 保護者等の変動(追加・削除)があります。

1 保護者等の変動(追加・削除)はありません。

2 保護者等の変動(追加・削除)はありますか?

マイページに戻る

入力内容確認(一時保存)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 保護者等の人数に変更があるかないかを選択します。
- ・保護者等の変動(追加・削除)がある場合
→ 7ページへ
 - ・保護者等の変動(追加・削除)がない場合
→ 11ページへ

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の**変動(追加・削除)**がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(2/8)

手順

① 保護者等の変更に合わせて、収入状況の確認が必要な保護者を選択します。

・保護者等を**追加**する場合

⇒ 8ページへ

・保護者等を**削除**する場合

⇒ 10ページへ

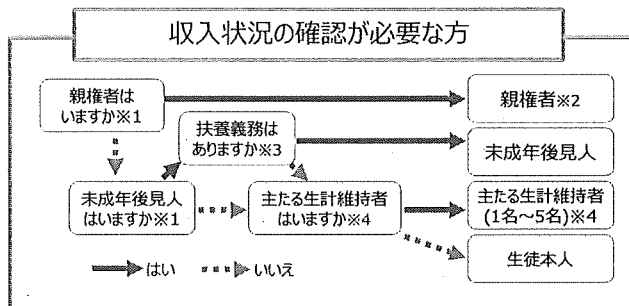
・登録している保護者等の**情報を変更**する場合

⇒ 12ページへ

補足

① 選択する回答が分からない場合、左図を参照し、収入状況の確認が必要な方を特定してください。収入状況の確認が必要な保護者等の合計人数に応じて、当てはまる選択肢を選んでください。

収入状況の確認が必要な方については、以下のフローチャートを確認してください。



- ※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。
- ※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出は必要ありません。
・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
詳細は、学校に御相談ください。
- ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を**追加**する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(3/8)

手順

① 「保護者等の追加」ボタンをクリックします。

② 入力欄が追加されるため、追加する保護者等の情報を入力します。

9ページへ

補足

① 「保護者等の追加」ボタンをクリックすると自動的にチェックされます。

② 漢字氏名欄及びかな氏名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)入力が可能です。

③ 審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、入力してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を追加する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(4/8)

1

収入状況提出方法

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

☒ 2 次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況(課税情報等)を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

☐ 3 個人番号カードの使用について

☐ 個人番号を入力する

☒ 申請先の都道府県等を使用するための個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

☒ 上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を画面で学校に提出してください。

II

生活保護関係情報

☒ 上記保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合は「-」を選択してください。

☐ 受給あり

☒ 受給なし

III

課税地情報

☒ 上記保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合は、ここにチェックを付けてください。

都道府県

--選択してください--

市区町村

--選択してください--

☐ 日本国内に住所を有していない。

手順

- ① いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
 - ② 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。
→ 14ページへ
 - ③ 個人番号を入力する場合
→ 19ページへ
 - ④ システム外で提出する場合「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。
→ 20ページへ
- ※提出方法は学校からの指示に従ってください。

補足

- ① 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- ② 生活扶助を受けている場合、10ページを参照してください。
- ③ 課税地はその年の1月1日現在(1~6月分の申請届出の場合には、その前年の1月1日現在)の住民票の届出住所となります。
- ④ 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。
この場合、課税地の選択は不要です。

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

生活保護(生活扶助)を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(5/8)

1

生活保護関係情報

☒ 上記保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合は「-」を選択してください。

☒ 受給あり

☐ 受給なし

2

福祉事務所設置自治体

都道府県

福岡県

市区町村

--選択してください--

保護者等情報変更届出(生活情報)に戻る

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

手順

- ① 生活保護(生活扶助)を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- ② 福祉事務所設置自治体を選択します。

補足

- ① 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体はその年の1月1日現在(1~6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在)に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuho.go/fukusijimusyo/index.html

- ② 「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。
この場合、課税地の選択は必要ありません。